

新まちづくり計画（H16～18） 追加補強事業総括調書 (単位:千円)

予 算 事 業 名		心身障がい者地域共同作業所運営費補助金【福祉的就労（雇用）型の補助制度の新設】	
担 当		保健福祉局保健福祉部障がい福祉課 菊田 （211-2936）	
基 本 目 標		2	健やかに暮らせる共生の街さっぽろ
重 点 戦 略 課 題		3	地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進
施 策		2	高齢者や障がいのある人の社会参加の促進
関 連 新 ま ち 計 画 事 業 名		障がい者への理解促進事業、小規模作業所の運営強化推進事業、障がい者グループホームの拡充等	
		予算額	決算額
事 業 費		16,665	13,650
財 源 内 訳	国・道支出金		
	市 債		
	そ の 他		
	一 般 財 源	16,665	13,650
	事業実施(拡充)の背景・目的・考え方		事業内容(量・場所・規模等)
小規模作業所や授産施設には、一般就労する能力がありながら、対人関係や健康面での不安から、一般就労できない者が、相当数おり、また、仮にそのような不安が無いとしても、昨今の経済情勢から、障がいの有無に関わらず、企業での雇用状況は大変厳しいものとなっている。 このような者に対する福祉施策として、福祉工場(国庫補助事業)があるが、定員が20名以上となっていることや、運営が社会福祉法人に限られていること等により、なかなか整備が進まない状況となっており、市内の2か所の福祉工場も、定員分の仕事の確保に苦慮しており、経営的には大変厳しいものとなっている。 このような状況をふまえ、障がいのある方の就労をより一層推し進めるために、福祉工場の小規模的なものとして、小規模作業所の「福祉的就労(雇用)型」を創設し、一般就労する能力のある障がいのある方の受皿としたい。また、民間の営利企業にも設置を認めることで、障がい者の法定雇用率のUPや、民間企業の障がい者雇用に対する理解促進が見込まれ、民間との協働による障がい者の就労支援策の充実が図られると考える。		補助要件 ① 従業員の5割以上が障がい者であり、障がい者が5人以上いること。 (全員と雇用契約を結ぶこと) ② 障がい者が就労を継続できるサポート体制を築くこと。 ③ 設置・運営は、民間の営利及び非営利の法人とする。	
評 価 (成 果)		課 題	
平成18年度は、当該事業により、作業所等を利用していた身体障がい者1名、知的障がい者12名、精神障がい者5名が、事業者により雇用され、最低賃金の3/4以上の賃金が支給されていることから、事業の一定の成果はあったと考えている。		精神障がい者5名を雇用し、当該事業を行っている株式会社について、当初、障がいの特性等の理解が不十分であったため、すぐに一人が退職してしまう等、多少の混乱が見られた。 今後、新たな取り組みであることから、事業所が円滑に事業を実施できるよう、綿密な指導を行う必要があると考える。	
19 年 度 以 降 の 方 向 性 ・ 事 業 の 予 定			
平成19年度 新規3か所(既存分と併せて6か所) 平成20年度 新規2か所(既存分と併せて8か所) 平成21年度 新規2か所(既存分と併せて10箇所) 合計10か所程度を予算化したいと考えている。			